

(1) 令和4年度 年度モニタリング評価表

モニタリング評価表

施設名 浦安市障がい者等一時ケアセンター 指定管理者 (社福) パーソナル・アシスタンスとも

2023年4月10日

	営業日数	利用者数				収入額(指定管理料を除く)		
		個人	団体	年間利用者	達成率	施設利用料 (利用料金収入)	他収入 (自主事業収入等)	計
今年度	365日	2,451人	団体	2,451人	%	円	円	円
前年度	365日	2,463人	団体	2,463人	%	円	円	円

(注1) 達成率は、事業計画書に年間利用者の目標人数等を掲げた施設のみ記載します。

(注2) 施設利用料は、該当する施設のみ記載します。

(1) モニタリングの内容

- ① 評価の視点を参考に、各評価項目を総合的に評価します。
- ② 協定書や仕様書等で実施することになっている事業などを規定どおりに実施した場合を2点(標準)とします。
- ③ 協定書や仕様書等の内容以上の取り組みや優れた成果が見られた場合に3点とします。
- ④ 協定書や仕様書等に定められた事項が様々な事情で実施できなかった又は予定した水準に到達していない部分がある場合は1点とします。
- ⑤ ②又は③に該当する場合は、その評価を行った理由を評価意見欄に記載します。
- ⑥ 四半期モニタリングでは、その時点での評価を行います。

\*施設の性質や設置目的等により、評価の視点を追加変更します。

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	1	設置目的の達成	・施設を最大限活用し、施設の設置目的に沿った成果を得られている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
総則事項	2	業務従事者の要件等	・業務執行体制（各業務・作業責任者等）が明確になっている。 ・従事者の変更があった場合は速やかに市に報告している。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
総則事項	3	報告書提出	・法令等で定められた書類が提出されている。 ・年度当初に業務計画書、収支予算書が提出されている。 ・年度末に事業報告書、収支決算書が提出されている。 ・報告書の内容に不備は無い。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	4	意思疎通	・市と指定管理者との間で適宜十分な連絡、打合せがなされている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
総則事項	5	広報関係	・施設内の案内表示等が適切になされている。 ・パンフレット類が整備されている ・ホームページが見易く、適宜更新されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
総則事項	6	職員の接客	・職員の服装やマナー、言葉遣いは適切である。 ・利用者への案内や説明は適切に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持 管理 事項	7	各種管理記録 等の整備・保 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種業務計画書、点検記録が適切に整備、保管されている。</li> <li>・施設の修繕、事故等の履歴が整備、保管されている。</li> <li>・業務日誌等の報告書が整備、保管されている。</li> <li>・加入している保険を市に報告している（傷害保険等。）</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	<p>(指定管理者)</p> <p>(施設所管課)</p>
維持 管理 事項	8	取扱説明 法定点検 定期点検 修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器等の取扱説明書が適切に整備・保管されている。</li> <li>・法定保守点検は点検内容、時期等が法令基準に基づいて実施され、選任資格者の責任によって計画・実施されている。</li> <li>・点検によって異常が認められる場合は、速やかに修繕、交換、分解整備、調整等を行っている。</li> <li>・不都合が生じた場合の報告を適切に行い、修理、更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告している。</li> <li>・修繕工事は適切に行われ、市に報告している。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	<p>(指定管理者)</p> <p>(施設所管課)</p>

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持 管理 事項	9	清掃	・施設内の清掃が、適切に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
維持 管理 事項	10	計画書等 鍵管理 防災	・業務が計画書に基づいて実施されている。 ・不審者に対するの適宜質問、警察へ通報する等マニュアルを作成している。 ・マスターキー等は、適切に管理されている。 ・防災マニュアルが作成されている。 ・災害時の職員配備体制が明確になっている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
維持 管理 事項	11	樹木管理 花壇管理	・植栽の手入れが行き届いており、適切に管理されている。	二	二	(指定管理者)  (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営 関連 事項	12	非常時・緊急 時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態発生時の対処マニュアルが整備、保管されている。</li> <li>・緊急事態発生時や危険が予測された場合、直ちに措置を講じ市に報告した。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
運営 関連 事項	13	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等の個人情報を保護するための対策が適切に実施されている。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
運営 関連 事項	14	業務関連情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員間で情報を共有化する機会が設けられている。</li> <li>・ヒヤリハット事例などが施設内で共有化されている。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営事項	15	機器管理、システム管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を実施している。</li> <li>・更新・変更は常になされている。</li> <li>・トラブルが起きた場合、適切に処置している。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
運営事項	16	管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安全に快適に使用できている。</li> <li>・利用者からのクレーム対応は適切に行った。</li> <li>・利用者アンケート等の結果から、施設利用者の満足が高い。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
運営事項	17	平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が限定されない場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されている。</li> <li>・利用者が限定される場合、利用者の選定が公平に行われている。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営事項	18	職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理運営にあたる人員の配置は合理的である。</li> <li>職員の資質・能力向上を図る取組みがなされている。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)
運営事項	19	事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画に基づいた事業が実施されている。</li> <li>施設の設置目的に沿った、自主事業が実施されている。</li> </ul>	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者)  (施設所管課)



## ○総評（総合的に判断した管理運営に関する評価・コメント）

### ・指定管理者

浦安市が実施する地域生活支援事業の一つである日中一時支援事業サービス（以下、日中一時）、障害者総合支援法に定められた短期入所サービス（以下、短期入所）、浦安市の単独サービスである緊急一時預かりサービス（以下、緊急預かり）を実施した。利用時間の割合は、R4年度は、日中一時40%、短期入所56%、緊急4%となっている。R3年度は、日中一時42%、短期入所44%、緊急14%であったことから、比べると日中一時-2%、短期入所+12%、緊急-10%となった。

今年度の特徴としては、短期入所の利用が増加し、緊急預りは減少した。コロナが少し落ち着いてきたこともあり、家族の外出や宿泊の利用が増加したと思われる。緊急預りの利用は、家族の入院により介護者が不在となるケースや親族の葬儀での利用が多かった。また、緊急預り中にコロナの濃厚接触者になった方の対応や権利擁護センターが関わっている方の緊急受け入れも行った。短期入所で連泊の利用者さんの発熱対応等があった。

医療的ケアが必要な方の利用も増えており、看護師を含めた受入れ体制の強化がさらに必要であると考ええる。

一時ケアセンターが特に力を入れて取り組んだのは、浦安市内に医療的ケアを提供できる施設が少ないこともあり、胃瘻及び腸瘻での経管栄養の対応や、痰吸引が必要な方のケアを、看護師や特定行為業務従事者を配置して実施した。さらに、職員の認定特定行為業務従事者の実地研修をあわせて実施し、対応できる職員を増やした。今後も可能な限り、医療的ケアが必要な方の受入れを強化していく。また、地域活動支援拠点等登録事業所としても、市役所、相談事業所、他障がい福祉サービス事業所と連携し利用者の受け入れをおこなった。一時ケアセンターは他の事業所が休みの日曜日、祝日、年末年始も休みなくケアを提供し、本当の意味での地域で生きる人たちのセーフティーネットとして、役割を最大限発揮できた。

### ・施設所管課

医療的ケアを必要としている方のため、従事者を増やし職員の育成に尽力したことについて高く評価している。次年度は、新型コロナウイルスの影響が今年度以上に少なくなり、当該施設の利用率が増加することが予想されることから、新型コロナウイルス前と同様の安定したサービスの提供が必要であると考ええる。

また、今後は、安定したサービスの提供に加え、擁護者の介護が急きょ困難となった障がい者のセーフティーネットとして、受け入れ態勢を維持し、予約受付の柔軟な対応などを通じて地域の障がい者の福祉の増進への寄与を期待する。